

引っ越しの際は手続きを忘れずに

転入・転居・
転出届は市民課へ

世帯全員または世帯員の住所が変わったときは市民課へ届け出をしてください。届け出に必要なものは下表のとおりです。

原則として、本人または同一世帯の人が届け出てください。
本人または同一世帯の人が届け出できない場合は、代理人による



届け出もできませんが、委任状が必要となります。異動者の氏名、生年月日、異動日、新・旧住所、

必要な届け出	届け出に必要なもの					
	届け出期間	国民健康保険証	年金手帳	介護保険証	老人医療受給者証	その他
市内転入したとき(転入届)	新住所へ移ってから14日以内	*	*		*	前住所地発行の転出証明書
市内で転居したとき(転居届)	新住所へ移ってから14日以内	*	*	*	*	
市外へ転出するとき(転出届)	新住所へ移る前に	*		*	*	
世帯主が変わったとき(世帯主変更届)	世帯主が変わってから14日以内	*				

本人確認をする場合がありますので、運転免許証などの身分証明書をお持ちください。

新・旧世帯主氏名を確認して届け出てください。

くわしくは市民課 ☎ 20 1525(へ)。

- 国民健康保険
- 国民年金・介護保険
- 老人医療

国民健康保険や国民年金・介護保険の加入者、老人医療の受給者は、市民課で届け出をした後に、保険年金課で手続きしてください。

くわしくは保険年金課 ☎ 201526(へ)。

引っ越しで出る多量のごみは

引っ越しなどのときに出る多量のごみは、直接市の処理施設に持ち込むか、許可業者に処理を依頼してください。

各地区のごみ集積所に出すと、ほかの人に迷惑になることがあります。



集積所には出さず処理施設に

直接処理施設に持ち込む場合
燃やせるごみ…いすみ清掃工場
(☎ 36 1689)

そのほかのごみ…リサイクルプラザ(☎ 36 1000)

受付日時＝月・土曜日(祝日含む)
午前8時30分～午後4時30分(正午～午後1時を除く)

許可業者に依頼する場合
共同リサイクル(株)(☎ 35 2635)

(有)片岡清掃サービス(☎ 24 213)

(株)成道興業(☎ 22 7135)

(有)小幡開発リサイクル(☎ 35 4640)
(有)真幸産業(☎ 22 7905)
(有)最上商会(☎ 28 6474)

(有)りさいくるや大野(☎ 37 508)

(株)北辰産業(☎ 35 8099)

(有)ティートー(☎ 35 4300)

(有)久住興業(☎ 36 0888)

(有)堀川オート(☎ 37 1537)

(有)中徳産業(☎ 35 8811)

みどり産業(株)(☎ 35 6400)

(株)緑環境(☎ 23 0353)

(有)リビング・サポート(☎ 35 6372)

(有)エーエムティー(☎ 23 5090)

くわしくはクリーン推進課(☎ 20 1530(へ)。

し尿のくみ取り

引っ越しの際は
早めに連絡を

定期的にし尿のくみ取りを行っている家庭で、引っ越しなどで最後のくみ取りとなる場合や、くみ取りの必要がなくなった場合には、早めに環境衛生課へ連絡してください。

くわしくは同課 ☎ 20 1531(へ)。

インターネットによる 各種申請の本人確認などに

行政手続のオンライン化の進展に伴い、今後自宅からインターネットによる申請届け出などの手続きが広く行われようになっていきます。しかし、インターネットの世界には、データの改ざんや成り済ましによる申請などの課題があります。

これらの課題に対して公的個人認証サービスは、インターネットによる申請届け出などにおいて、受け取った申請書が申請者本人からのものであること、通信途中で申請書などの内容の改ざんが行われていないことを証明するものです。

【サービスを受けるには】
1 あらかじめ、市民課で発行する住民基本台帳カードを入手してください。(住民基本台帳カードは1枚500円で原則10年間で有効。)
2 住民基本台帳カードと運転免許証などの身分証明書を持って市民課で電子証明書の発行を申請してください。
3 電子証明書は1枚500円で原

則3年間有効、平成16年3月31日まででは無料です。

4 電子申請を行うためには、自宅にパソコンとICカードリーダーライター(市販のもの、3,000円から1万円程度)が必要となります。

くわしくは市民課 ☎ 20 1 5 2 5 (へ)。

新食糧法改正

米の販売が「登録制」から「届け出制」に

年間のお米の取扱量が20精米t以上の人または今後取り扱いを予定している人は、事業の開始前に農林水産大臣に届け出が必要で、無届けで販売をした場合は罰金刑となります。また、現在、登録業者の人は、4月1日以降自動的に届け出の必要はありません。受付期間=4月1日~30日
有効期限=一度届け出を行えば更新手続きの必要なし

手数料=無料

くわしくは農林水産省十葉農政事務所地域第三課(佐倉市・☎ 0 4 3 4 8 4 1 2 0 7)または市商工観光課 ☎ 20 1 5 4 0 (へ)。

成田市環境保全率先実行計画

平成14年度の結果をお知らせします

市自らが、成田市環境基本計画に定める環境配慮行動を率先して実践し、「エコオフィスづくり」を推進していくために、平成14年3月に「成田市環境保全率先実行計画」を策定しました。

この計画は平成12年度を基準年度とし、平成14、18年度の5年間を計画期間と定め、平成18年度におけるガソリン、軽油、電気などの使用により発生する温室効果ガスの市役所分の総排出量を、平成12年度と比較し2・3%削減することを目標としている



クリーンな排気の天然ガス自動車

ます。

平成14年度の温室効果ガス排出量などは下表のとおりです。

平成14年度に保健福祉館がオープンし、都市ガス使用量が増えたことなどにより、温室効果ガス排出量に關しては、19・5%の増加になっていますが、保健福祉館分(188万2168・7kg CO₂)を差し引き、平成12年度と同じ施設レベルで比較すると1・3%の減少となっています。

なお、ガソリンおよび軽油使用量については増加となりましたが、更なるエコドライブの実施や出張時の公共交通機関の利用などにより、積極的に削減に取り組んでいきます。

電気や灯油の使用量については、それぞれ減少していますが、冷暖房の設置温度を引き続き夏季(冷房時)28℃、冬季(暖房時)20℃にするなどして省エネ対策の徹底を推進していきます。

くわしくは環境計画課 ☎ 20 1 5 3 3 (へ)。

平成14年度「成田市環境保全率先実行計画」結果

調査項目		平成12年度活動量	平成14年度活動量	増減	平成12年度温室効果ガス排出量(kg-CO ₂)	平成14年度温室効果ガス排出量(kg-CO ₂)	増減	率(%)
燃料使用量	ガソリン(ℓ)	97,893.0	105,013.1	7,120.1	226,132.8	242,580.3	16,447.5	7.3
	灯油(ℓ)	430,362.1	422,299.0	8,063.1	1,080,208.9	1,059,970.5	20,238.4	1.9
	軽油(ℓ)	29,089.1	35,927.9	6,838.8	76,795.2	94,849.7	18,054.5	23.5
	A重油(ℓ)	10,445.0	4,700.0	5,745.0	28,932.7	13,019.0	15,913.7	55.0
	L Pガス(kg)	14,136.8	10,379.4	3,757.4	42,693.1	31,345.8	11,347.3	26.6
	都市ガス(m ³)	297,775.0	1,126,972.0	829,197.0	640,216.3	2,422,989.8	1,782,773.5	278.5
電気使用量(kwh)		19,411,069.4	19,389,453.1	21,616.3	6,929,751.8	6,922,034.8	7,717.0	0.1
その他					11,387.0	11,389.3	2.3	0
合計					9,036,117.8	10,798,179.2	1,762,061.4	19.5

温室効果ガス排出量 = 活動量 × 排出係数

受け付けは3月14日から市役所で

市では、JR成田駅や京成成田駅周辺にある、登録制駐輪場4施設の利用登録受け付けを3月14日(日)から、次のとおり行います。

なお、市民以外の利用登録の申し込みは、3月22日(月)から受け付けします。

日時と場所：下表のとおり

利用車両：自転車、原動機付自転車(50cc以下)

登録手数料：下表のとおり
登録に必要なもの

市民は住所が確認できるもの(運転免許証、住所が印字された保険証など)

高校生以下は在籍を確認できる

もの(学校が発行する身分証明書、入学前の場合は合格通知書など)

登録手数料

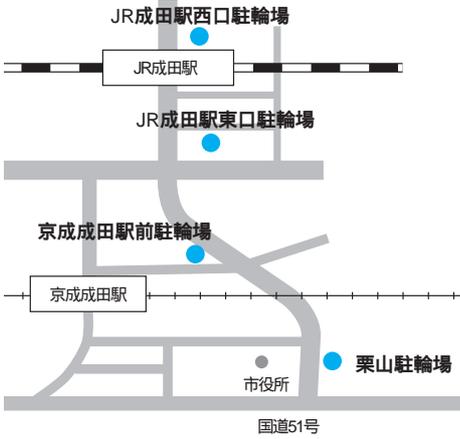
自転車の車体番号と色を控えたもの

原動機付自転車(50cc以下)のナンバーと色を控えたもの

(注)持参しない場合は、当日ステッカーを渡せないことがあります。

登録手数料の免除：次に該当する人は登録手数料が免除となります

登録会場



期 日	時 間	会 場	対象者
3月14日(日)	午前9時～正午 午後1時～3時	市役所1階ロビー	市民
3月15日(月)～19日(金)	午前9時～正午 午後1時～5時	市役所2階202会議室	
3月22日(月)～4月9日(火) (土・日曜日を除く)	午前9時～正午 午後1時～5時	市役所2階202会議室	市民および市民以外の人
4月10日(水)以降 (土・日曜日、祝日を除く)		市役所2階市民生活課	

登録手数料(年間1台につき)

種類	市民		市民以外	
	一般	高校生以下	一般	高校生以下
自転車	3,000円	1,500円	6,000円	3,000円
原動機付自転車(50cc以下)	5,000円	2,500円	10,000円	5,000円

くわしくは市民生活課 ☎ 201527へ。

ので、証明できるものをお持ちください。

○生活保護を受けている人

○心身に障害のある人

○母子家庭の母親で、現在18歳未満の子どもを扶養している人

または、その人に扶養されている18歳未満の人

3月15日までに手続きを

市・県民税の申告と所得税の確定申告を次のとおり3月15日(月)まで(土・日曜日を除く)受け付けています。申告期限間際になると会場が大変込み合いますので、早めに申告してください。

受付期限：3月15日(月)

受付時間：午前9時～正午、午後1時～5時(公民館での受け付けは午後3時まで)

受付期日	申告会場	
	会場	受付時間
3月15日(日)まで (土・日曜日を除く)	市役所6階中会議室	午前9時～正午 午後1時～5時
	遠山公民館	午前9時～正午 午後1時～3時
3月2日(火)	公津公民館	
3月3日(水)	豊住公民館	
3月4日(木)	久住公民館	



公民館での申告もご利用下さい

(注)午前中の受け付けは、混雑状況によって正午前に終了する場合があります。

○市・県民税の申告：上表のとおり

○所得税の確定申告：成田税務署および上表のとおり。ただし、次に該当する人は税務署で申告してください

○分離課税となる譲渡所得のある人

○専業収入、不動産収入が500万円以上の人

青色申告をする人

くわしくは税務課 ☎ 201513(または成田税務署 ☎ 285151)へ。

消費生活 相談 Q&A

Q 賃貸住宅を退去するときに借主に求められる原状回復義務とは何ですか。

A 建物を賃借するときの基本的な考え方として、借主は建物を返還するまで「善良な管理者の注意」を払いながら使用する責任があります。そして、退去時には建物を元の状態に戻して返還する義務があります。これを原状回復義務といいます。

原状回復とは、借りた当時の状態に戻すということではありません。契約で定められた使用方法に従い、かつ社会通念上、通常の使用方法によりそうなったであろう状態であれば、使用開

賃貸住宅の 原状回復義務とは

始当時の状態よりも悪くなっていたとしてもそのまま貸主に返還すればよいというものです。

原状回復の費用について、借主の負担に含まれないものの一例として、通常の使用により生じた畳・ふすま・障子・カーペットやクロス等の損耗などがあります。また、次の入居者を確保する目的で行う設備の交換やリフォーム、クリーニングなども含まれません。

一方、借主の負担に含まれるものには、使い方がよくなかったために生じた損耗などです。引っ越し作業での引っかき傷や取り付け付けた棚などは取り除かなければなりません。また、通常の使用でもカビなどが発生した後、手入



れ不足があると責任を問われる場合があります。

《参考》国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」の概要
<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/kaihukugaido.htm>

くわしくは消費生活センター
 (☎23-1161)へ。

相談日

相談名	期日	時間	場所	問い合わせ先
市民行政相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民相談所 ☎20-1507
市民生活相談(家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	〃	〃
法律相談(予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	〃	〃
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	23日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	〃
不動産相談	16日(火)	10:00～12:00	〃	〃
税務相談	16日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	〃
外国人相談 (英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)	11日(木)・25日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	〃
市民よろず相談	20日(土)	13:00～16:00	イオン成田ショッピングセンター2階特設会場	市民よろず相談事務局 作田義美さん(☎23-3286)
女性就業(内職)相談(来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課 ☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課 ☎22-1111 内線2725
住宅相談(予約制) (新築・増改築に関する相談)	11日(木)	10:00～12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所 ☎22-2101 8日(月)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	パートサテライト(商工会館1階)	パートサテライト ☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター(市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課 ☎20-1526
交通事故相談	2日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	市民生活課 ☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会 ☎27-7755
酒害相談	4日(木)・18日(木)	9:00～12:00	〃	〃
介護相談	11日(木)	14:00～16:00	在宅介護支援センター 玲光苑 ☎24-2251	高齢者福祉課 ☎20-1537
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課 ☎20-1538
戦没者遺族相談	22日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	厚生課 ☎20-1536
健康体力相談	火曜日	9:00～12:00	市体育館	市体育館 ☎26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課 ☎20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9:00～16:00	教育センター(市立図書館2階)	教育センター ☎20-6336
教育相談(不登校相談も)	月～金曜日	10:00～17:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室 ☎28-3234